

岐阜県学校職員組合 懸賞規定

2018. 2. 10 岐阜県学校職員組合

1. 本規定は、岐学組会員への還元策として実施する懸賞企画実施の基準を定める。
2. 本規定でいう会員とは、「会費を遅滞なく納めている者、またその実績があり今後も遅滞なく納める可能性が高い者」をいう。
3. 本懸賞への応募資格は、以下に定めるものとする。
 - (1) 一般会員
 - (2) 直属会員（講師，短時間勤務者，再任用者を含む）
4. 以下の者は（1）又は（2）の条件を満たしていても、当該期間中は応募ができない。
 - (1) 岐学組執行部役員
 - (2) 単位組合委員長
5. 以下の者は、当該期間中は応募ができない。
 - (1) 賛助会員
 - (2) 休職中の会員
6. 応募しようとする者は、岐学組情報に定める方法をもって応募することとする。
7. 年間で当選できる上限は当面の間、3回とする。
8. 本規定は、執行委員長の提議により、代表者会・執行委員会での議決をもって改正ができる。
9. その他実施に関わり、急を要する判断が必要な場合は、執行委員長がこれを専決できる。

